

1 基本的な考え方

令和6年度（2024年度）の障がい者福祉施設の整備については、「北海道障がい福祉計画（第6期）」に基づく、「住まいの基盤整備の充実」、「日中活動サービスの充実」、「地域間格差の縮小」及び「地域生活支援拠点等の整備」を基本的な考え方として整備を進めるとともに、これらの整備に当たっては、地域間の格差に配慮しながら計画的に行うものとする。

具体的には、「住まいの場」である共同生活援助（以下「グループホーム」という。）及び「日中活動の場」である生活介護、自立訓練、就労移行支援などの整備のほか、児童発達支援センターの整備や療育強化のための整備など、発達障害を含む障がい者支援の充実を図る整備を対象とする。

また、施設利用者の安全・安心を確保するため、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく施設の耐震化対策等についても、緊急性を考慮し整備の対象とする。

2 基本方針

- (1) 施設利用者の安全性確保のための緊急性が高い、次に掲げる事業については、優先的に採択を行う。
 - ア 洪水浸水想定区域（水防法第14条）等危険区域に所在する施設の移転改築整備を図るもの。
 - イ アスベストの除去等の整備を図るもの。
 - ウ その他施設利用者の安全性確保のための緊急性が高いと認められる事業。（耐震化整備・スプリンクラー設備整備・安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備・非常用自家発電設備の整備・ウイルス感染症等の感染拡大を防止するための多床室の個室化等改修整備）
- (2) 上記以外の事業については、①積極的に地域生活移行、地域生活支援に資する整備であること、②充足率が低い圏域での整備に資すること、③障害福祉計画に基づき計画的に整備し、他のサービスと整合性が十分に確保されるものであること、④国庫協議の結果不採択となった整備計画であるもの、これらの要素を重点的に審査し、採択を行うこととする。
- (3) 新たな施設の整備については、障害者総合支援法に基づく日中活動系のサービス及びグループホームの整備を対象とし、基本的に新たな障がい者の入所施設の整備は行わないこととする。
- (4) 整備区分ごとの優先度は、新たなサービス量増加に寄与するもの等を優先し採択することを基本とする。
- (5) 施設の老朽化に伴う改築整備については、老朽化に伴い、緊急に整備を要する理由のある施設であって、耐震化整備を除き、次のいずれかの事項に該当するものについて整備するものとする。
 - ア 木造施設 老朽度点数4,500点以下
 - イ 鉄筋コンクリート造等の施設 現存率70%以下
- (6) 耐震化整備については、次のものについて整備を進める。
 - ア 新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以前に建築された耐震基準を満たさない既存建築物の改築（一部改築を含む。）
 - イ 建築後の経過年数及び老朽度等により、現時点では、現行の耐震基準を満たさなくなると認められる既存建築物の改築（一部改築を含む。）
 - ウ 耐震補強のために必要な改修工事や当該工事と併せて行う附帯設備の改造等の大規模修繕
- (7) 大規模修繕に当たっては、補助整備後10年以上が経過した施設で、老朽化の状況、法人の修繕に向けた資金の状況、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（厚生労働省告示第384号）での建物の処分制限期間での残存年数などを確認し、必要性の高いものについて対象とする。
- (8) 改築又は大規模修繕において、整備計画を複数年提出しており、かつ、上記（5）の老朽度を超

えるものについては、整備に向けて十分に考慮する。

- (9) 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備及び非常用自家発電設備の整備については、入所施設、グループホーム、通所施設の順に整備するものとし、耐震性が確保されていることを確認すること。

なお、整備に当たっては、定員数を考慮する。

また、定員数が同数となった場合は、短期入所等を有するものを優先する。

3 共通事項

(1) 整備の必要性

ア 「2 基本方針」に沿った、適正な整備計画であること。

イ 居宅生活支援等、障がい者の地域生活を支援する事業について、実情に応じ幅広く展開すること。

ウ 関係市町村の障害福祉計画に適切に位置付けられているとともに、当該地域において、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を有するものであること。

(2) 設置主体及び実施主体の適格性

ア 既設の法人については、直近の運営指導等において重大な指導事項が含まれていないこと。

イ 新設の社会福祉法人については、法人の設立認可審査において重大な改善指導事項が含まれていないこと。

ウ 法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること。

(3) 資金計画

ア 資金計画、償還計画に無理がなく、確実であること。

イ 寄附金は贈与契約を締結し、原則として連帯保証人が立てられていること。

ウ 就労支援事業会計から自己資金・償還金を拠出する計画となっていないこと。

(4) 建設用地

ア 抵当権等が設定されていないこと（独立行政法人福祉医療機構を除く）。

イ 開発規制等について、規制の解除が確実に見込めること。

ウ 整備区域内に都市計画法第33条第8項第1号により開発行為が禁止されている区域（災害レッドゾーン）を含まないこと。

(5) 民間補助金

協議施設が民間補助金の申請と重複していないこと。

(6) 地元市町村等との調整

ア 近隣住民及び関係団体の理解と協力が得られるよう、相互の理解と交流に積極的に取り組んでいること。

イ 関係市町村との調整が十分行われていることを前提とし、新たに事業所等を創設する場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること。

4 個別事項

(1) グループホーム以外の指定障害福祉サービス

ア 利用者に対する個別支援計画等が適切であること。

イ 障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定（最低）基準、報酬等を十分検討し、着実に事業が実施できると考えられるもの。

ウ 就労支援等を行う施設では、障がい程度に応じた作業や、冬期間の作業を確保するとともに、販路が確保できること。

エ 交通の利便性に配慮すること。

(2) 指定障害者支援施設

ア 原則、入所定員の増となる創設や増改築の整備は行わない。

イ 改築については、施設の老朽度による必要性はもとより、令和6年度（2024年度）に整備を行う緊急性について、客観的かつ具体的に挙証できるものであり、かつ、次の事項を満たすもので

あること。

(ア) 障がい者の地域生活支援に資する整備であること。

(イ) 施設所在市町村が策定する障害福祉計画におけるサービスの量の見込みを勘案し、利用者の地域移行を含め、原則として、定員が減少するものであること。

ウ 利用者の日中活動への希望に対して適切な配慮がなされていること。

エ 利用者の生活環境の向上を図るため、居室の個室化の促進を図ること。

(3) グループホーム

ア 施設入所等の定員減を適切に見込んでいること（グループホームの創設整備を行う法人以外が行う施設入所等の定員減を適切に見込んでいるものを含む。）。

イ 利用者や地域の特性から、民間アパート等既存建物の改修では対応が困難であることについて、客観的かつ具体的に挙証できるものであること。

ウ 地域移行希望者を積極的に受け入れようとするものであること。

エ 立地場所は次の条件を全て満たすものであること。

(ア) 住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保されること。

(イ) 入所施設又は病院の敷地外にあること。

(ウ) 交通の利便性について配慮された場所であること。

(エ) 近隣地域に利用者の日中活動の場が確保されていること。

オ 利用者の特性に応じたバリアフリー化、夜間支援体制、防災設備等安全面に配慮がされること。

カ 利用者の家賃について、補助額相応分の軽減等の配慮がされること。

キ エレベーター等設置設備については、身体障がい者が現に入居している、又は入居予定が明らかである場合に補助対象とする。

(4) その他

スプリンクラー設備整備については、消防法施行令等の改正によるスプリンクラー設備基準の見直しへの対応及び入所者などへの必要な安全対策としての重要性から整備するものとする。

5 留意事項

施設整備を計画する際は、次の点に留意すること。

(1) 整備計画の提出を受けても補助を確約するものではないこと、また、制度改正や国の予算状況等により国庫補助の対象とならないことがあるため、土地の先行取得など過大な先行負担を行わないこと。

(2) 国庫補助対象となり得る計画であっても、民間補助事業の活用などについて、十分な検討を行うこと。

(3) 当該整備に当たって、複数の市町村が関係する場合には、市町村間の調整を十分に行うこと。

(4) 事業予定者は障がい特性を的確に理解した上で、適切な支援方針を有しているとともに、地域生活支援に向けて積極的に取り組む意欲を有していること。

(5) 内示後に問題事例が発覚することや課題を残したまま協議し、結果として調整不良のため協議を取り下げるといったこと等が生じないように、施設選定・法人審査を徹底すること。

(6) 近年、協議書の提出後に、法人の都合で取り下げる事例が見受けられるので、協議書の提出に際しては、建設予定地等関係市町村との協議を十分に行い、確実に実施することを法人内で意思決定したものであること。

また、協議書提出後に、法人の都合による設計変更が生じないように、協議書の提出の際には、内容の十分な検討を行うこと。

(7) 補助整備後の用途変更については、一定年数が経過し、やむを得ない理由があるものに対し、財産処分の手続きを経て認められるものであること。